Ｒ８・９　建設工事競争入札参加資格申請に係る格付基準・主観点数基準の改正概要

◎主観点数基準

基準改正項目		改正内容及び評価対象の定義	評価点数
●改正概要	【見直し】 ワークライフバランス関連の認定状況	①次のいずれかの認定または表彰実績がある場合に評価する。 ・ユースエール認定（青少年の雇用の促進等に関する法律第15条） ・えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条） ・くるみん認定（次世代育成支援対策推進法第13条） ・おおいた働き方改革推進優良企業表彰（商工労働観光部雇用労働政策課） ・おおいた女性活躍推進事業者表彰（生活環境部県民生活・男女共同参画課）	（変更点なし） 【加点】 ・いずれか2つ以上の認定等実績　30点 ・いずれか1つの認定実績　15点 ・認定等の実績なし　0点
		②次のいずれかの取り組みをしている場合に評価する。（ただし、①で加点を受ける場合は除く） ・女性活躍推進宣言（生活環境部県民生活・男女共同参画課） ・おおいたキャリエール認証企業（女性活躍応援県おおいた認証企業）（生活環境部県民生活・男女共同参画課）	（変更点あり）改正前 【加点】 ・宣言実施（報告書提出済に限る）　5点 ・未実施　0点 ⇩ （変更点あり）改正後 【加点】 ・宣言実施（報告書提出済に限る）若しくは認証企業への登録　5点 ・未実施　0点